

	新	旧
P27	<p>第3 市町村ごとの納付金の算定方法に関する事項 6. 激変緩和措置</p> <p>なお、激変緩和措置の実施期間は、<u>平成38年度までの9年間とします。</u></p>	<p>第3 市町村ごとの納付金の算定方法に関する事項 6. 激変緩和措置</p> <p>なお、激変緩和措置の実施期間は、<u>特例基金の設置期間となる平成30年度から平成35年度までの6年間とします。</u></p>
P2	<p>第1 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項 5. PDCAサイクルの実施</p> <p>県は、毎年、市町村が行う国民健康保険事業の実施状況について把握・分析し、評価を行い、必要に応じて指導・助言を行います。 また県は、これらの結果や市町村連携会議及び作業部会(P50)、<u>和歌山県国民健康保険運営協議会における議論</u>を踏まえて、3年ごとに国保運営方針の見直しを行うものとします。</p>	<p>第1 国民健康保険運営方針に関する基本的な事項 5. PDCAサイクルの実施</p> <p>県は、毎年、市町村が行う国民健康保険事業の実施状況について把握・分析し、評価を行い、必要に応じて指導・助言を行います。 また県は、これらの結果を踏まえて、3年ごとに国保運営方針の見直しを行うものとします。</p>
P50	<p>第9 その他 2. 市町村連携会議及び作業部会の開催について</p> <p>本運営方針に基づいた国保運営にあたっては、県・市町村及び国保連合会の間で引き続き協議の場が必要となります。 そのため、平成30年度以降においても、和歌山県国保運営方針連携会議及び作業部会を必要に応じて開催し、国保制度の円滑な実施を推進する<u>とともに、本運営方針に記した取組を継続的に検証・改善することとします。</u></p>	<p>第9 その他 2. 市町村連携会議及び作業部会の開催について</p> <p>本運営方針に基づいた国保運営にあたっては、県・市町村及び国保連合会の間で引き続き協議の場が必要となります。 そのため、平成30年度以降においても、和歌山県国保運営方針連携会議及び作業部会を必要に応じて開催し、国保制度の円滑な実施を推進することとします。</p>